

- 7 総務大臣は、毎年度、公共サービス改革基本方針を見直し、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 8 総務大臣は、前項の見直しに当たっては、第九条第二項第二号に規定する官民競争入札対象公共サービスの実施期間の終了又は第十四条第二項第二号に規定する民間競争入札対象公共サービスの実施期間の終了にあわせて、当該官民競争入札対象公共サービス又は民間競争入札対象公共サービスを継続させる必要性その他その業務の全般にわたる評価を行い、必要が生じたときは、あらかじめ国の行政機関等の長等と協議して公共サービス改革基本方針の変更の案を作成するものとする。
- 9 第三項から第六項までの規定は、第七項の公共サービス改革基本方針の変更について準用する。
- 10 総務大臣は、第一項又は第七項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、公共サービス改革基本方針を公表しなければならない

公共サービス改革基本方針(令和3年7月閣議決定)抜粋

第2章 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

第2節 公共サービスの改革に関し政府が講ずべき措置

1 対象公共サービスの選定

(3) 本年度の事業選定の方針

- ① 法に基づく入札を実施し、契約の複数年化や法第25条に規定する秘密保持義務等の効果により、質の維持向上及び経費の削減が見込まれる公共サービス
- ② 事業者の選定において透明性、公正性又は競争性に問題のある公共サービス
- ③ 国の行政機関等の関与(国の行政機関等による指定、国の行政機関等による補助等)を通じて特定の法人が継続して実施している公共サービスのうち、民間競争入札の対象とし、競争を導入することにより改善が見込まれるもの
- ④ 官民競争入札の対象については、事務又は事業の内容及び性質に照らして必ずしも国の行政機関等が自ら実施する必要がない公共サービスのうち、業務フローとコストの分析の結果、改善が見込まれる業務であり、複数年度の調整により予算や人事等について解決策が見込まれるもの
- ⑤ これまでに選定した対象公共サービスのうち、法に基づく入札を実施し、民間事業者の創意と工夫を反映することにより、質の維持向上及び経費の削減が図られた分野についての範囲拡大
- ⑥ 関係組織や行政事業レビュー等において問題等を指摘された公共サービス

検討するものであり、その結果を踏まえ発注者が庭園管理の指示をすることになっていました。そのため、受注者も作庭者の意向の理解を促進するため庭園会議の構成員となっていたものであります。

今回の京都迎賓館が直轄で運営を機に、庭園会議の構成員は、作庭者である設計者（建築）、設計者（庭園）、監修者（学識経験者）、棟梁（佐野藤右衛門氏）の4名とし、受託者（緑化協会及び作業員）はオブザーバーとして出席する方法に変更しました。（別紙「開催要領」参照）

京都迎賓館庭園会議開催要領

〔 令和 3 年 4 月 7 日 〕
〔 内閣府迎賓館長決定 〕

1 目的

京都迎賓館の庭園の保全育成及び庭園全体の景観の在り方等について、中・長期的な検討並びに庭園保全管理の作業に当たる者への助言及び指導をするため、京都迎賓館庭園会議(以下「庭園会議」という。)を開催することとする。

2 構成

庭園会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。

3 庶務

庭園会議の庶務は、迎賓館京都事務所において処理する。

4 その他

本要領に定めるもののほか、庭園会議の運営に必要な事項は、委員と迎賓館長とが協議して定める。

「京都迎賓館庭園会議」委員名簿

○委 員

尼 崎 博 正【日本庭園】（京都芸術大学教授、日本庭園・歴史遺産研究センター名誉所長）

佐 藤 義 信【設計者(建築)】（元日建設計設計責任者）

佐 野 藤右衛門【棟梁】（棟梁(作庭時)）

三 谷 康 彦【設計者(庭園)】（元日建設計庭園設計者）